

社債等に関する業務規程の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（一般債の範囲）</p> <p>第 8 条の 2 機構は、次に掲げるもの（前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として社債等振替業において取り扱う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（同法第 230 条第 1 項第 2 号に規定する社債的受益権（以下「社債的受益権」という。）に限る。）</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（一般債の範囲）</p> <p>第 8 条の 2 機構は、次に掲げるもの（前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として社債等振替業において取り扱う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
<p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該口座管理機関（法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者を除く。）が、法第 11 条第 2 項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項（これらの規定を法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条、<u>第 124 条及び第 127 条</u>において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（加入者との契約）</p> <p>第 26 条 口座管理機関は、第 24 条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該口座管理機関（法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者を除く。）が、法第 11 条第 2 項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項（これらの規定を法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

新	旧
<p>(新規記録)</p> <p>第 58 条の 13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条 (政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、<u>第 26 条</u>及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(新規記録)</p> <p>第 58 条の 13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に規定する増額の記録又は記載において、第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座が信託口である場合は、第 58 条の 8 第 1 項の通知には、政令第 8 条 (政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(振替手続)</p> <p>第 58 条の 14 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第 4 項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第 1 項の振替申請には、政令第 8 条 (政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、<u>第 26 条</u>及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。</p> <p>10 (略)</p>	<p>(振替手続)</p> <p>第 58 条の 14 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第 4 項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第 1 項の振替申請には、政令第 8 条 (政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第 68 条第 3 項第 5 号 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。</p> <p>10 (略)</p>
<p>(DVP 決済に係る振替記録)</p> <p>第 58 条の 21 (略)</p> <p>2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、</p>	<p>(DVP 決済に係る振替記録)</p> <p>第 58 条の 21 (略)</p> <p>2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、</p>

新	旧
<p>振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第 58 条の 14 第 1 項の振替申請には、政令第 8 条（政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、<u>第 26 条</u>及び第 27 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第 68 条第 3 項第 5 号（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を振替口座簿に記録する。</p>	<p>振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第 58 条の 14 第 1 項の振替申請には、政令第 8 条（政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条及び第 27 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第 68 条第 3 項第 5 号（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を振替口座簿に記録する。</p>
<p>（機構の超過記録に係る義務の履行に関する事項）</p>	<p>（機構の超過記録に係る義務の履行に関する事項）</p>
<p>第 60 条 法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の発行総額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額（第 1 号の合計額から第 2 号の発行総額を控除した額をいう。）に相当する額の社債等を取得する。</p>	<p>第 60 条 法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の発行総額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額（第 1 号の合計額から第 2 号の発行総額を控除した額をいう。）に相当する額の社債等を取得する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項第 1 号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。）の規定により当該記録に係る金額の社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の金額とする。</p>	<p>2 前項第 1 号に規定する金額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 77 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）の規定により当該記録に係る金額の社債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の金額とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>（口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履</p>	<p>（口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履</p>

新	旧
<p>行に関する事項)</p> <p>第 62 条 法第 77 条 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条、<u>第 124 条</u>及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額 (償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額 (第 1 号の合計額から第 2 号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>行に関する事項)</p> <p>第 62 条 法第 77 条 (法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。)に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額 (償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計額が第 2 号の金額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過額 (第 1 号の合計額から第 2 号の金額を控除した額をいう。)に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(証明書の取扱い等)</p> <p>第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法第 115 条、第 117 条、<u>第 118 条及び 124 条</u>において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第 68 条第 3 項各号 (法第 115 条、第 117 条、<u>第 118 条及び第 124 条</u>において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面 (以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(証明書の取扱い等)</p> <p>第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項 (法第 115 条、第 117 条<u>及び第 118 条</u>において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第 68 条第 3 項各号 (法第 115 条、第 117 条<u>及び第 118 条</u>において準用する場合を含む。)に掲げる事項を証明した書面 (以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>(社債等の内容の提供)</p> <p>第 69 条 機構は、社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知 (当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、信託設定に伴う通知)を受け</p>	<p>(社債等の内容の提供)</p> <p>第 69 条 機構は、社債等の発行者から、社債等の払込みに関する通知 (当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、信託設定に伴う通知)を受け</p>

新	旧																		
<p>た場合には、法第 87 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条、<u>第 124 条及び第 127 条</u>において準用する場合を含む。）に基づき、規則で定める方法により、規則で定める事項を当該社債等に関する内容として提供する。</p>	<p>た場合には、法第 87 条（法第 113 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 120 条、第 121 条及び第 127 条において準用する場合を含む。）に基づき、規則で定める方法により、規則で定める事項を当該社債等に関する内容として提供する。</p>																		
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>																		
<p><u>（社債的受益権の場合の読み替え等）</u></p>																			
<p><u>第 70 条の 3 第 58 条の 6 第 1 項第 3 号、第 58 条の 15、第 58 条の 26 第 2 項第 4 号及び第 67 条第 3 項の規定は、社債的受益権については、適用しない。</u></p>	<p>（新設）</p>																		
<p><u>2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1010 363 1111">読み替える規定</th> <th data-bbox="363 1010 555 1111">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="555 1010 746 1111">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1111 363 1417" rowspan="4">第 2 条第 19 号</td> <td data-bbox="363 1111 555 1211">払込日翌日</td> <td data-bbox="555 1111 746 1211">信託設定日 翌日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1211 555 1267">利払日</td> <td data-bbox="555 1211 746 1267">配当支払日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1267 555 1368">各社債の金額</td> <td data-bbox="555 1267 746 1368">各社債的受益権の金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1368 555 1417">利払</td> <td data-bbox="555 1368 746 1417">配当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1417 363 1921">第 2 条第 22 号</td> <td data-bbox="363 1417 555 1921">払込（金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合における当該金銭以外の財産の給付を含む。以下同じ。）</td> <td data-bbox="555 1417 746 1921">信託設定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1921 363 2022">第 2 条第 33 号</td> <td data-bbox="363 1921 555 2022">D V P 決済及び非 D V</td> <td data-bbox="555 1921 746 2022">非 D V P 決済</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第 2 条第 19 号	払込日翌日	信託設定日 翌日	利払日	配当支払日	各社債の金額	各社債的受益権の金額	利払	配当	第 2 条第 22 号	払込（金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合における当該金銭以外の財産の給付を含む。以下同じ。）	信託設定	第 2 条第 33 号	D V P 決済及び非 D V	非 D V P 決済	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第 2 条第 19 号	払込日翌日	信託設定日 翌日																	
	利払日	配当支払日																	
	各社債の金額	各社債的受益権の金額																	
	利払	配当																	
第 2 条第 22 号	払込（金銭に代えて金銭以外の財産を給付する場合における当該金銭以外の財産の給付を含む。以下同じ。）	信託設定																	
第 2 条第 33 号	D V P 決済及び非 D V	非 D V P 決済																	

新			旧
	<u>P決済</u>		
	<u>払込み等</u>	<u>信託設定等</u>	
<u>第2条第37号</u>	<u>各社債の金額</u>	<u>各社債的受益権の金額</u>	
<u>第8条の2第2項第3号</u>	<u>各社債の金額</u>	<u>各社債的受益権の金額</u>	
<u>第8条の2第2項第4号ニ</u>	<u>利払日</u>	<u>配当支払日</u>	
<u>第8条の2第2項第5号</u>	<u>1年あたりの利払の回数が12回以下であるもの</u>	<u>配当の支払いが1ヶ月ごと、3ヶ月ごと、6ヶ月ごと又は1年ごとの間隔で行われるもの</u>	
<u>第14条第1項</u>	<u>払込後</u>	<u>信託設定後</u>	
<u>第26条第3項第1号</u>	<u>利払期日</u>	<u>配当支払期日</u>	
	<u>利払日</u>	<u>配当支払日</u>	
	<u>利払の日</u>	<u>配当支払の日</u>	
<u>第26条第3項第3号</u>	<u>利金</u>	<u>配当</u>	
<u>第26条第4項</u>	<u>利金</u>	<u>配当</u>	
<u>第58条の3</u>	<u>各社債の金額</u>	<u>各社債的受益権の金額</u>	
<u>第58条の6第1項第4号</u>	<u>各社債の金額</u>	<u>各社債的受益権の金額</u>	
<u>第58条の6第1項第5号</u>	<u>払込日</u>	<u>信託設定日</u>	
<u>第58条の6第1項第6号</u>	<u>利払</u>	<u>配当</u>	

新			旧
第 58 条の 6 第 1 項第 7 号	利払日 (利払 がある一般 債に限る。)	配当支払日	
第 58 条の 6 第 1 項第 8 号	利率 (利払が ある一般債 に限る。次号 において同 じ。)	配当率	
第 58 条の 6 第 1 項第 9 号	利率	配当率	
第 58 条の 6 第 1 項第 10 号	利金 (利払が ある一般債 に限る。)	配当	
第 58 条の 6 第 1 項第 12 号	償還金の通 貨 (金銭に代 えて金銭以 外の財産を もって償還 する場合に は、その旨)	償還金の通 貨	
第 58 条の 6 第 7 項	払込日	信託設定日	
第 58 条の 8 第 1 項第 1 号	払込みを行 う加入者	社債的受益 権の裏づけ 資産の信託 を行う原委 託者 (資産の 流動化に関 する法律第 224 条に規定 する原委託 者をいう。以 下同じ。) で ある加入者	
	払込加入者	信託加入者	
第 58 条の 8	払込加入者	信託加入者	

新			旧
第1項第2号			
第58条の8 第1項第3号	払込み	信託	
第58条の8 第2項	払込日	信託設定日	
第58条の9 第1項	DVP決済 及び非DV P決済に区 分する。	非DVP決 済とする。	
第58条の10 第1号	払込みを行 う場合	原委託者と して社債的 受益権の裏 づけ資産の 信託を行う 場合	
第58条の12 第1項	払込み	信託設定	
第58条の12 第1項第1号	払込み	信託設定	
第58条の30 第1項	利金 利子所得課 税	配当 配当所得課 税	
第58条の30 第2項	利払期日 利金	配当支払期 日 配当	
第58条の30 第3項	利金	配当	
第58条の30 第4項	利金	配当	
第58条の31 第1項	利金	配当	
第67条第2 項	利金 の支払遅延 が発生した 場合(社債等	配当 に関して、資 産の流動化 に関する法	



新			旧
	<u>に係る償還 金及び利金 の支払いに ついて猶予 期間がある 銘柄につい ては、当該期 間の満了し た日までに 支払いがな されなかつ た場合)に は、</u>	<u>律施行令第 52条第2項 第5号に規 定する事由 が発生した 場合には、</u>	
第69条第1項	<u>払込みに関 する通知</u>	<u>信託設定に 関する通知</u>	
第70条の2第5項	<u>利金</u>	<u>配当</u>	

2 附則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 （略）</p> <p>第 7 章 雑則（第 29 条－<u>第 32 条</u>）</p> <p>附則 （略）</p> <p>（銘柄情報に係る発行代理人の通知事項）</p> <p>第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項（<u>社債的受益権を除く。</u>）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 1 項第 1 号に規定する各発行者の負担部分及び同項第 3 号に規定する事項のうち分割発行の方法並びに第 6 項第 1 号に規定する各原委託者の負担部分については、次条に規定する発行要項（一般債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。以下同じ。）の提出により、機構に対して通知を行う。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>一般債が社債的受益権である場合における規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 複数の原委託者が共同して社債的受益権の裏づけ資産を受託者に信託するときは、その旨及び各原委託者の負担部分</u></p> <p><u>(2) 担保権を設定する社債的受益権を発行するときは、その旨</u></p> <p><u>(3) 保証が付されている社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容</u></p> <p><u>(4) 責任財産限定の特約が付されている社債的受益権を発行するときは、その旨</u></p> <p><u>(5) 発行者の略称</u></p> <p><u>(6) 社債的受益権の銘柄の回号</u></p> <p><u>(7) 発行代理人</u></p> <p><u>(8) 支払代理人</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 （略）</p> <p>第 7 章 雑則（第 29 条－<u>第 31 条</u>）</p> <p>附則 （略）</p> <p>（銘柄情報に係る発行代理人の通知事項）</p> <p>第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 1 項第 1 号に規定する各発行者の負担部分及び同項第 3 号に規定する事項のうち分割発行の方法については、次条に規定する発行要項（一般債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。以下同じ。）の提出により、機構に対して通知を行う。</p> <p>5 （略）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>(9) <u>発行者が利用する資金決済会社</u></p> <p>(10) <u>初回の配当支払日</u></p> <p>(11) <u>償還日直前の配当支払日における配当の有無</u></p> <p>(12) <u>配当率が変動するときは、その内容</u></p> <p>(13) <u>規程第 58 条の 6 第 1 項第 4 号及び第 12 号に規定する通貨が異なる場合であって、かつ、同号に規定する通貨が円以外であるときは、換算に用いる為替相場</u></p> <p>(14) <u>償還日、繰上償還日、定時償還日又は配当支払日が規程第 4 条に規定する休業日又は当該社債的受益権の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当するときの処理方法</u></p> <p>(15) <u>定時償還銘柄を発行するときは、その旨、初回の定時償還の日及び各社債的受益権の金額に対する定時償還の額</u></p> <p>(16) <u>コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権（以下「コールオプション銘柄」という。）を発行するときは、その旨及びその内容</u></p> <p>(17) <u>プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権（以下「プットオプション銘柄」という。）を発行するときは、その旨及びその内容</u></p> <p>(18) <u>機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別</u></p> <p>(19) <u>支払代理人が当該社債的受益権の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含む。）又は配当を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配分する方法（以下「個別承認方式」という。）の採用の有無（機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。）</u></p> <p>(20) <u>一通貨あたりの配当額（社債的受益権の銘柄の発行条件に従って、1 通貨単位に係る配当計算により得られた値（小数点以下 13 位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）をいう。</u></p>	

新	旧
<p><u>以下同じ。)</u></p> <p>(21) <u>原委託者及び受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第 2 条第 16 項に規定する受託信託会社等をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>(22) <u>社債的受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定めの内容</u></p> <p>(23) <u>前号に掲げるもの以外の社債的受益権の内容</u></p> <p>(24) <u>特定目的信託契約の期間</u></p> <p>(25) <u>受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定めの内容</u></p> <p>(26) <u>信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期</u></p> <p>(27) <u>権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（資産の流動化に関する法律第 2 条第 17 項に規定する代表権利者及び同条第 18 項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。）の内容</u></p> <p>(28) <u>社債的受益権の元本の額</u></p> <p>(29) <u>社債的受益権に係る特定資産（資産の流動化に関する法律第 4 条第 3 項第 3 号に規定する従たる特定資産を除く。）の内容</u></p> <p>(30) <u>社債的受益権が資産の流動化に関する法律第 230 条第 1 項第 3 号に規定する特別社債的受益権であるときは、その旨</u></p>	
<p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社債等の内容の提供は、政令第 14 条（政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、<u>第 26 条</u>及び第 27 条において準用する場合を含む。）に定める方法により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債(社</p>	<p>(社債等の内容の提供方法等)</p> <p>第 30 条 機構が、規程第 69 条の規定により行う社債等の内容の提供は、政令第 14 条（政令第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条及び第 27 条において準用する場合を含む。）に定める方法により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債に</p>

新	旧
<p><u>債的受益権を除く。)</u>について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p>	<p>について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p>
<p>5～10 (略)</p>	<p>5～10 (略)</p>
<p><u>1.1 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債が社債的受益権である場合において、提供する事項は、次に掲げるものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 社債的受益権の銘柄及びその略称</u></p>	
<p><u>(2) ISIN コード</u></p>	
<p><u>(3) 発行総額</u></p>	
<p><u>(4) 各社債的受益権の金額及びその通貨</u></p>	
<p><u>(5) 信託設定日</u></p>	
<p><u>(6) 配当の有無</u></p>	
<p><u>(7) 配当支払日</u></p>	
<p><u>(8) 配当率</u></p>	
<p><u>(9) 配当の通貨</u></p>	
<p><u>(10) 配当率が変動するときは、その内容</u></p>	
<p><u>(11) 償還日</u></p>	
<p><u>(12) 償還金の通貨</u></p>	
<p><u>(13) 複数の原委託者が共同して社債的受益権の裏づけ資産を受託者に委託するときは、その旨及び各原委託者の負担部分</u></p>	
<p><u>(14) 発行代理人</u></p>	
<p><u>(15) 支払代理人</u></p>	
<p><u>(16) 今回の定時償還期日、各社債的受益権の金額に対する今回の定時償還の額及び現在のファクター</u></p>	
<p><u>(17) 次回予定の定時償還期日、各社債的受益権の金額に対する次回予定の定時償還の額及び予定のファクター</u></p>	
<p><u>(18) コールオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容</u></p>	
<p><u>(19) プットオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容</u></p>	
<p><u>(20) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別</u></p>	
<p><u>(21) 今回の配当支払期日及び今回の配当の一通貨あたりの配当額 (機構関与銘柄に限る。)</u></p>	
<p><u>(22) 次回の配当支払期日及び次回の配当の一通</u></p>	

新	旧
<p><u>貨あたりの配当額（機構関与銘柄に限る。）</u></p> <p>(23) <u>最終回の配当支払期日及び最終回の配当の一通貨あたりの配当額（機構関与銘柄に限る。）</u></p> <p>(24) <u>規程第 67 条第 2 項又は第 28 条第 1 項第 8 号に定める事項について機構が通知を受けたときは、資産の流動化に関する法律施行令第 52 条第 2 項第 5 号に規定する事由が生じている旨</u></p> <p>(25) <u>原委託者及び受託信託会社等の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>(26) <u>社債的受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定めの内容</u></p> <p>(27) <u>前号に掲げるもの以外の社債的受益権の内容</u></p> <p>(28) <u>特定目的信託契約の期間</u></p> <p>(29) <u>受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定めの内容</u></p> <p>(30) <u>信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期</u></p> <p>(31) <u>権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（資産の流動化に関する法律第 2 条第 17 項に規定する代表権利者及び同条第 18 項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。）の内容</u></p> <p>(32) <u>社債的受益権の元本の額</u></p> <p>(33) <u>社債的受益権に係る特定資産（資産の流動化に関する法律第 4 条第 3 項第 3 号に規定する従たる特定資産を除く。）の内容</u></p> <p>(34) <u>社債的受益権が資産の流動化に関する法律第 230 条第 1 項第 3 号に規定する特別社債的受益権であるときは、その旨</u></p>	

新		旧	
<p>(社債的受益権の場合の読み替え等)</p> <p>第32条 第1条第1項第6号から第9号まで、第27条の6第2項第5号及び第27条の15第2項の規定は、社債的受益権については、適用しない。</p> <p>2. 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		(新設)	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第1条第2項第3号	同条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者、租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄附信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第2条に規定する外国法人をいう。	同条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第2条に規定する外国法人をいう。	
第1条第2項第4号	利子所得	配当所得	
第1条第2項第10号	利付債(源泉徴収不適用分等)次に掲げる利付	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)次に掲げ	

新		旧	
	<p>債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日）に、課税分口座（別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）をいう。</p>	<p>る社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日）に、課税分口座（別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）をいう。</p>	
第1条第2項 第10号イ	利付債	社債的受益権	
第1条第2項 第10号ロ	利付債	社債的受益権	
	利払日	配当支払日	
	利金	配当	
第1条第2項 第10号ハ	<p>租税特別措置法第5条の2第1項又は第5項後段及び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規</p>	<p>租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項後段の規定</p>	



新			旧
	定		
	利付債	社債的受益権	
第 27 条の 6 第 1 項第 2 号	払込日	信託設定日	
第 27 条の 6 第 2 項第 1 号	利率	配当率	
第 27 条の 6 第 2 項第 4 号	会社が合同して発行すること。	複数の原委託者が共同して裏づけ資産を受託者に信託すること。	
第 27 条の 7 第 1 号	利率	配当率	
第 27 条の 7 第 2 号	利払期日	配当支払期日	
	第 27 条の 5 第 1 項第 16 号	第 27 条の 5 第 6 項第 14 号	
第 27 条の 7 第 3 号	第 27 条の 5 第 1 項第 17 号	第 27 条の 5 第 6 項第 15 号	
第 27 条の 7 第 4 号	第 27 条の 5 第 1 項第 18 号	第 27 条の 5 第 6 項第 16 号	
第 27 条の 7 第 5 号	第 27 条の 5 第 1 項第 19 号	第 27 条の 5 第 6 項第 17 号	
第 27 条の 7 第 6 号	第 27 条の 5 第 1 項第 20 号	第 27 条の 5 第 6 項第 18 号	
第 27 条の 7 第 7 号	第 27 条の 5 第 1 項第 21 号	第 27 条の 5 第 6 項第 19 号	
第 27 条の 7	第 27 条の 5	第 27 条の 5	

新			旧
第8号	第1項第22号	第6項第20号	
	一通貨あたりの利子額	一通貨あたりの配当額	
第27条の9第1項	払込日	信託設定日	
第27条の12	払込日	信託設定日	
第27条の14	利払期日	配当支払期日	
第27条の23第1項第1号	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日	
第27条の36第1項	利払期日	配当支払期日	
第27条の36第1項第5号	利金	配当	
第27条の36第2項	利払期日	配当支払期日	
第27条の37第1項	利払期日	配当支払期日	
第27条の37第4項	利払期日	配当支払期日	
第27条の38第1項	利金	配当	
	利払期日	配当支払期日	
第27条の38第1項第1号	利金	配当	
	元利金請求内容情報	償還金及び配当請求内容情報	
第27条の38第1項第1号イ	利金	配当	
第27条の38	利金	配当	

新			旧		
第1項第1号 ト					
第27条の38 第1項第2号	利金	配当			
第27条の38 第2項	元利金請求 内容情報	償還金及び 配当請求内 容情報			
第27条の39 第1項第5号	利金	配当			
第27条の40	利金	配当			
第27条の40 第1号	一通貨あた りの利子額	一通貨あた りの配当額			
第27条の40 第2号	一通貨あた りの利子額	一通貨あた りの配当額			
第27条の40 第3号	一通貨あた りの利子額	一通貨あた りの配当額			
第27条の41 第1項	利金	配当			
第27条の41 第6項	利金	配当			
第27条の41 第9項	利金	配当			
第28条第1 項第8号	社債等に係 る期限の利 益の喪失	資産の流動 化に関する 法律施行令 第52条第2 項第5号に 規定する事 由の発生			
別表2 機構における区分口座 (別紙(新)参照)			別表2 機構における区分口座 (別紙(旧)参照)		
別表5 税区分一覧表 (別紙(新)参照)			別表5 税区分一覧表 (別紙(旧)参照)		

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 機構における区分口座

## I. 短期社債等

口座区分	区分口座	
	口座名称	コード
自己口	保有口	00～19
		40～49
	信託口	20～39
	質権口	98
		信託口
顧客口	顧客口	60～89

II. 一般債

(1) 一般債（社債的受益権を除く。）

口座区分	区分口座				
	口座名称	信託口(1)～(5)、顧客口及び非居住者等口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	00～04 10～14 40～44
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	05～09 15～19 45～49
	信託口(1)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	20
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。）	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）、割引債等及び国際機関債	21
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。）並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26
	信託口(3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	22
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27
	信託口(4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	23
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28
	信託口(5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債（信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24
			課税分	利付債	29
	質権口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	98
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	96
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	99
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	97
	顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引

			債等及び国際機関債	80～84
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債 65～69 75～79 85～89
非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第5項後段及び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）及び国際機関債	90
		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	91

(2) 社債的受益権

口座区分	口座名称	区分口座			
		信託口(1)～(5)、顧客口及び非居住者等口に記録する社債的受益権	課税種別	各課税種別に記録する社債的受益権	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）	00～04 10～14 40～44
			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	05～09 15～19 45～49
	信託口(1)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	20
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	25
	信託口(2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。）	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあっては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）	21
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権（今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。）並びに信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	26
	信託口(3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	22
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	27
	信託口(4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	23

			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	28
	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債的受益権（信託口（1）、信託口（2）、信託口（3）又は信託口（4）の欄に掲げるものを除く。）	源泉徴収不適用分等		24
			課税分	社債的受益権	29
	質権口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）	98
			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	96
	信託口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）	99
			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	97
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	60～64 70～74 80～84
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	65～69 75～79 85～89
	非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権のうち租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	90
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	91



### Ⅲ 投資信託受益権

口座区分	区分口座	
	口座名称	コード
自己口	保有口	00～19
		40～49
	信託口	20～39
	質権口	98
		信託口
顧客口	顧客口	60～89

機構における区分口座

I. 短期社債等

口座区分	区分口座	
	口座名称	コード
自己口	保有口	00～19
		40～49
	信託口	20～39
	質権口	98
		信託口
顧客口	顧客口	60～89

II. 一般債

口座区分	区分口座				
	口座名称	信託口 (1) ~ (5)、顧客口及び非居住者等口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口 (1)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第4条の5第1項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	20
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25
	信託口 (2)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。）	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）、割引債等及び国際機関債	21
			課税分	所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。）並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	26
	信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	22
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	27
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	23
			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	28
	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債（信託口 (1)、信託口 (2)、信託口 (3) 又は信託口 (4) の欄に掲げるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	24
			課税分	利付債	29
	質権口		源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	98
			課税分	利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	96
			源泉徴収不適用分等	利付債（源泉徴収不適用分等）、割引債等及び国際機関債	99
課税分			利付債（源泉徴収不適用分等）以外の利付債	97	
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）、割引債等及び国際機関債	60~64 70~74 80~84

			課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	65～69 75～79 85～89
非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第5項後段及び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける一般債	源泉徴収不適用分等	利付債（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）及び国際機関債	90	
		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	91	

Ⅲ 投資信託受益権

口座区分	区分口座	
	口座名称	コード
自己口	保有口	00～19
		40～49
	信託口	20～39
	質権口	98
		信託口
顧客口	顧客口	60～89

## 税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)	—	—
10	分離課税	15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)に記録又は記載されている一般債
20	総合課税	15%	〃
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)	0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)	0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)	0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)	0%	〃
60	財形貯蓄非課税	0%※1	〃
70	非居住者	0%	〃
71	非居住者	10%	〃
72	非居住者	12%	〃
73	非居住者	12.5%	〃
74	非居住者	15%	〃
75	非居住者	25%	〃
90	非課税法人及び源泉徴収不適用、又は非居住者(わかち分)	総合課税分又は非居住者分	15%※2
91		非課税分	0%
92	マル優(わかち分)	分離課税分	15%
93		非課税分	0%
94	特別マル優(わかち分)	分離課税分	15%
95		非課税分	0%

※1 社債的受益権の配当については、財形貯蓄非課税の対象外となるため、税区分コード 60 は使用しない。

※2 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。また、社債的受益権の配当について、税区分コード 70 から 75 までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード 90、91 を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

## 税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)	—	—
10	分離課税	15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)に記録又は記載されている一般債
20	総合課税	15%	〃
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)	0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)	0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)	0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)	0%	〃
60	財形貯蓄非課税	0%	〃
70	非居住者	0%	〃
71	非居住者	10%	〃
72	非居住者	12%	〃
73	非居住者	12.5%	〃
74	非居住者	15%	〃
75	非居住者	25%	〃
90	非課税法人及び源泉徴収不適用、又は非居住者(わかち分)	総合課税分又は非居住者分	15%※
91		非課税分	0%
92	マル優(わかち分)	分離課税分	15%
93		非課税分	0%
94	特別マル優(わかち分)	分離課税分	15%
95		非課税分	0%

※非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。